

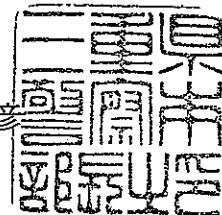
三重県公文書等管理審査会

三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25条）第11条の規定に基づき、公文書の管理の適正を確保するため、三重県警察における公文書の管理に関する訓令を制定するに当たり、同条例第36条第1項の規定により、これに対する貴審査会の意見を求める。

令和2年11月19日

三重県警察本部長

岡 素 彦



三重県警察における公文書の管理に関する訓令の内容

別紙のとおり